

『とっとりビジネス人材・求人紹介サイト』に 掲載する求人を募集します

全て
無料

鳥取県では、県内企業のビジネス人材確保を支援するため
大手求人検索エンジン「スタンバイ」を活用した
「とっとりビジネス人材求人紹介サイト」を開設します。
条件を満たせば「移住支援金対象法人」としても認められます。（詳細は裏面へ）

●移住支援金とは？

東京 23 区（在住者又は通勤者）から鳥取県に移住し、
対象法人に就業した方に移住支援金（最大 100 万円）
を支給する制度です。

●対象法人になるメリットとは？

鳥取県求人特集ページに求人情報を掲載するほか、
連携する「Yahoo! しごと検索」でも表示されるように
なります。

●サイトに掲載できる求人の要件

「県内企業が経営戦略上必要とするビジネス経験や技能、専門性を有する人材に係る求人」を掲載することが出来ます。
詳細は別紙「サイト掲載求人の要件」又は
「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領」（<https://www.tori-hello-w.jp/info/2862.html>）をご確認ください。

① 高い PR 効果

求人検索エンジン「スタンバイ」に
リンクしているので、鳥取県だけ
でなく全国の求職者へアピール
できます。



※スタンバイとは株式会社ビズリーチが運営する求人
検索エンジンで、WEB 上の求人を一括検索できます。

② 簡単な採用活動

パソコン、スマートフォンから簡単に
採用活動！スカウト機能やチャットに
より、簡単に全国の求職者にアプロ
ーチ・選考ができます。



※スカウトとは 作成した求人の勤務地や職種、業種
から仕事を探している人を検索して、メッセージを送
ることができます。

③ 全て無料！

求人掲載やスカウト機能の使用、
成功報酬、求人票作成の支援も
すべて無料です。



魅力的な求人ページ作成セミナー

① 米子市会場 1/22 (水) 13:30~16:30
国際ファミリープラザ 会議室 B (鳥取県米子市加茂町 2 丁目 180)

② 倉吉市会場 1/23 (木) 13:30~16:30
エキパル倉吉 多目的ホール (鳥取県倉吉市上井 195)

③ 鳥取市会場 1/24 (金) 13:30~16:30
鳥取市福祉文化会館 2 階会議室 (鳥取県鳥取市西町 2 丁目 311) ※駐車場有料

【参加費】 無料

【対 象】 鳥取県内中小企業等の
経営者、人事ご担当者

【定 員】 各回30社(1社2名まで)
※先着順

※駐車台数には限りがありますので、
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

対象法人登録から求人掲載までの流れ



鳥取県求人特集ページは株式会社ビズリーチに運営を委託しています。

求人掲載 / セミナー申込書

求人掲載のお申し込みは、FAX、メールまたはWEBで受け付けます。

FAXの方は下記内容をご記入の上、お送りください。メールの方は記入した申込書をメールに添付の上、お送りください。
求人情報を掲載するには、ご自身での採用ページの作成が必要です。お申し込みいただいた方には、採用ページ作成に向けたEラーニング教材や作成マニュアルのご案内をさせていただきます。（掲載には審査があります。）

FAX 番号	050-3606-2803	WEB 申し込みはコチラ 
メールアドレス	tottori.stanby@bizreach.co.jp	
受付送付先	株式会社ビズリーチ とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営事務局	

基本情報	法人の名称	
	所在地	〒
	電話番号	
	ご担当者名	ふりがな
	メールアドレス	@

セミナー申込確認欄 希望するセミナーの3日前までにお申し込みください。 ※参加希望者の方には、こちらからご連絡いたします。

参加者氏名	① ②	ふりがな	ふりがな
	☐ 参加(米子市会場 / 1月22日) ☐ 参加(倉吉市会場 / 1月23日) ☐ 参加(鳥取市会場 / 1月24日) ☐ 不参加		

申請者に係る確認事項（該当する欄に○をつけてください）

(1) とっとりビジネス人材・求人紹介サイト掲載事業者の要件

鳥取県内に本社、支社又は事業所等を有し、ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める事業者であること	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

(2) 移住支援金対象法人の要件

官公庁等ではないこと	該当する	該当しない
資本金10億円以上の法人ではないこと	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと(別紙※1)	該当する	該当しない
本社所在地が東京圏(別紙※2)以外の地域又は条件不利地域(別紙※3)にある法人であること	該当する	該当しない

(3) その他

別紙「とっとりビジネス人材・求人紹介サイトに係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
別紙「移住支援金の対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない

申込者は、本事業を通じて採用した雇用者との間に、トラブル等が発生した場合、株式会社ビズリーチ及び鳥取県が一切責任を負わないことを承諾します。

申込者は、本申込に関して発生した申込者及び就業者の損害やクレームに関して、株式会社ビズリーチが一切責任を負わないことを承諾します。

申込者は、本事業を通じて取得した求職者の個人情報について、無断で第三者へ提供しないなど、適切に管理することを承諾します。

お問合せ

【制度について】

鳥取県立鳥取ハローワーク

電話：0857-51-0501 FAX：0857-51-0502 メールアドレス：hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp 住所：〒680-0835 鳥取市東品治町 111-1

【求人掲載、セミナーに関すること】

株式会社ビズリーチ とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営事務局

電話：050-3196-1222 FAX：050-3606-2803 メールアドレス：tottori.stanby@bizreach.co.jp

サイト掲載求人の要件

サイト掲載事業者の求人であって、かつ次に掲げる1～3のいずれかに該当することが必要です。

- 1 企業経営の革新等に質する高度なビジネス経験等を必要とする人材に係る求人
【例】企業マネジメントや経営戦略の立案実行等に携わる幹部人材、新分野進出等の新たな企業付加価値を生み出すための専門人材、新製品開発や生産性向上に向けたリーダー人材など
- 2 技術的、専門的分野での資格や経験を必要とする人材に係る求人
【例】機械・電気・電子等の設計・製作技術者、分析・検査等の科学技術職、情報処理技術職、生産管理職、研究開発機関等での専門的な業務経験者、経営管理部門（人事、法務、財務経理等）又は新事業立ち上げや販路開拓等の事業部門の経験者など
- 3 その他上記1、2に準ずる人材に係る求人
【例】企業経営の強化等に必要な一定の能力を有する者を求める求人など

とっとりビジネス人材・求人紹介サイトに係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 鳥取県が開設運営するとっとりビジネス人材・求人紹介サイト（以下「求人紹介サイト」という。）及び県立鳥取ハローワークのホームページ上に事業所名及び求人広告が掲載されることに同意します。
- 2 求人紹介サイトに掲載される求人広告はオープンデータとして、協力民間求人サイト運営事業者に求人情報として提供されるとともに、その他の民間事業者が運営する求人サイトにも広く求人情報としてデータ利用されることに同意します。
- 3 移住支援金支給事業及び求人紹介サイト運営事業に関する報告及び立入調査について、鳥取県及び鳥取県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。
- 4 求人紹介サイトにおける事業者登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取消しに応じます。

移住支援金の対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金対象求人に応募し就業に至った移住支援金の対象者に対し、就業後3カ月以降に居住先の市町村窓口において移住支援金の申請をするよう促します。
- 2 移住支援金対象求人に応募し就業に至った者が、移住支援金の交付申請にあたり就業証明書（移住支援金の申請用）の発行を求めた場合には、それに応じます。
- 3 移住支援金受給者が移住支援金の申請日から1年以内に退職した場合は、速やかに「退職通知書」により県に報告します。
- 4 移住支援金受給者が移住支援金の申請日から5年以内に転居した場合は、速やかに「転居通知書」により県に報告します。
- 5 移住支援金の支給について必要な情報を鳥取県と関係市町村で共有することに同意します。

- ※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県
- ※3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
【一都三県の条件不利地域の市町村】
- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 - ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 - ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 - ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村